平成２２年（フ）第９１０９号
東京都あきる野市草花3401番地
破産者　有限会社オーエスビー
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１１０号
東京都あきる野市雨間310―24
破産者　小林好太郎
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１５６号
神奈川県川崎市高津区溝口２丁目６番９号　ＫＴビーンズⅢ１Ｆ
破産者　有限会社きっそら
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１５７号
神奈川県川崎市多摩区東生田４丁目９－８－102
破産者　古谷　　学
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２９４号
新潟県刈羽郡刈羽村刈羽4125―１、住民票上の住所福島県郡山市久留米４丁目46―５
破産者　清野　　晃
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３６８号
東京都練馬区春日町１丁目22番３号
破産者　株式会社創和サービス
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３７２号
東京都大田区池上８丁目21番９号
破産者　有限会社宮里製作所
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３７４号
東京都大田区池上６丁目８－５―401
破産者　宮里　園子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３８６号
東京都立川市一番町４丁目30番地５
破産者　有限会社三協建材
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３８７号
東京都小平市喜平町３丁目１－６―301
破産者　五十嵐一郎
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３８８号
東京都小平市喜平町３丁目１－６―301
破産者　五十嵐ハルエ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４９０号
埼玉県戸田市下前１丁目10―３―303
破産者　赤坂　光秋
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４９６号
東京都千代田区外神田５丁目１番７号
破産者　株式会社バースデイ・プロダクツ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４９７号
東京都江東区東陽２丁目３－１―1030
破産者　町永　知治
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５０７号
東京都渋谷区神宮前１丁目16番１号
破産者　株式会社ドットコム
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５０８号
埼玉県さいたま市大宮区堀の内町１丁目555　グランドシティＮ―208
破産者　松森　亨之
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５０９号
埼玉県さいたま市南区大字大谷口5014番地４
破産者　有限会社スリーブパーキングシステム
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５１０号
埼玉県さいたま市桜区田島１丁目７―17―105、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区大字大谷口5014―４
破産者　玉城　郁夫
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５１９号
東京都中央区銀座２丁目10番11号
破産者　有限会社クワトロスタジョーニ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５２０号
東京都江戸川区南小岩３丁目10―22―201
破産者　山下　和秀
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５３４号
東京都渋谷区神宮前４丁目28番２号　ソシアル原宿
破産者　株式会社グラフィスコミュニケーション
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５６８号
東京都多摩市鶴牧４丁目５－９―101
破産者　吉村　英信
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部